

四万十市出退勤管理システム導入業務公募型プロポーザルに対する質問への回答

番号	質問項目	質問	回答
1	(様式5)機能要求書	<p>勤務管理:No.22について 勤務時間を自由に指定して取り込む(出退勤の打刻を勤務時間として取り込む)機能と理解してよろしいでしょうか。不可の場合以下についてご教示下さい。</p> <p>「打刻情報から勤務時間を算出する」運用についてどのようなケースがありますか。また、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隔日勤務のケース(日勤者が退勤・出勤の打刻忘れときとの判断基準、勤務(休憩)時間) ・時間外が発生するケース(例8:30-17:15勤務のつもりだが18:00-19:00に時間外を行い、8:30出勤・19:00退勤となった場合) ・年休を時間外で取得した際の休憩時間の考え方(勤務時間を含むかどうか) 	<p>お見込のとおりです。</p> <p>「打刻情報から勤務時間を算出する」運用は本市においては主に保育所に勤務する会計年度任用職員で行われており、時間給で給与が支給されるケースです。この場合勤務時間が勤務の前日や当日朝に急に決定する場合もあり、事前に勤務時間を設定することが困難な場合が想定されるため、一律で勤務時間を設定せず、打刻情報から勤務時間を算出する方法を求めるものです。また、この場合における質問のケースについては以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のとおり保育所では隔日勤務のケースはありません。打刻忘れについてはどの勤務形態においても発生しうることから、上司等が日々確認作業をしていく中で修正することを想定しています。 ・業務の性質上、時間外勤務が発生するケースは極めて稀であるため、基本的には想定していませんが、発生した場合には特殊なケースとして特例的な対応により打刻情報によらず勤務時間から給与等を計算することを想定しています。 ・年休は時間単位での付与が考えられますが、勤務時間の途中で取得するのではなく、一勤務単位での取得を想定しているため、休憩時間や勤務時間の減算などは想定していません。
2	(様式5)機能要求書	<p>時間外勤務管理:No63について 振替可能時間を表示してはませんが、本人が振替を取得する際取得可能な振替のチェックを行い、振替の時間と手当に対する時間を表示しています。</p> <p>運用の意図として、振替ができ、且つ振替後の手当と振替分が確認できればよろしいでしょうか？</p>	可とします。
3	別紙1	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書はいつ提出すればよろしいですか。	参加申込書とあわせてご提出ください。 (提出期限:令和4年7月29日)
4	プロポーザル実施要領 P.3 8 企画提案書の作成 (1)企画提案書	「ページ数の上限は定めませんが、提出された企画提案書をもとにプレゼンテーションを実施するため、時間内に説明が完了する内容とすること。」とありますが、プレゼンテーション当日に、提出済の企画提案書の内容を抜粋した資料を配布及び投影し、提案内容の説明を行う事は可能でしょうか。	プレゼンテーション当日に新たに資料を提出することは認められませんので、抜粋した資料を配付することはできませんが、プロジェクターに投影して説明を行うことは可能とします。
5	(様式4)導入実績調書	本調書に記載する導入実績は、ご提案パッケージシステムの導入実績であり、受託者及びサービス提供元は問わないという認識で問題ないでしょうか。	今回の提案者が導入した実績を記載するものであり、同一のシステムであっても他の事業者が導入した実績は記載できません。